

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日は、
日曜日の翌
日の翌日)

目次

- ◆規 則
 - 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則
 - 恩給法等の一部を改正する法律の施行に伴う恩給年額の改定手続等に関する規則
 - 恩給の年額の昭和五十二年改定に関する条例等の施行に伴う恩給の年額の改定手続等に関する規則
 - 鳥取県立境港通動寮管理規則の一部を改正する規則
 - 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年七月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第五十三号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第九十七条の表中鳥取県鳥取労政事務所の項を削る。

第三百十条の表鳥取県立果樹技術講習所の項中「東伯郡赤碕町」を「東伯郡大栄町」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和五十二年八月一日から施行する。ただし、第三百十条の改正規定は、公布の日から施行する。

2 鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正（鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正）
鳥取県本庁事務決裁規則（昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

別表第三労政課の項課長専決事項の欄を次のように改める。

一 労働関係及び労働情勢の調査及び報告

二 中小企業退職金共済法施行令（昭和三十九年政令第百八十八号）第六条の規定により知事の権限に属するものとされた中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）に基づく事務のうち次に掲げるもの（地方機関等決裁規則別表第二労政事務所長の項第一号の規定により労政事務所長に委任された事務を除く。）

(一) 第八条第三項第二号の規定による掛金の納付を継続することが著しく困難であることの認定

(二) 第十条第三項（第八十八条において準用する場合を含む。）の規定に

よる退職金の額の減額の認定

(三) 第十四条の規定による被共済者の掛金納付月数の通算に係る退職の認定

(四) 第八十条第七項ただし書の規定による掛金の納付を継続することが著しく困難であることの認定

(四) 第八十一条第三項第二号の規定による掛金の納付を継続することが著しく困難であることの認定

(六) 第九十四条第一項の規定による被共済者の掛金納付月数の通算に係る退職の認定

三 中小企業退職金共済法施行規則(昭和三十四年労働省令第二十三号)第三十六条第一項の規定による常時五人未満の従業員を雇用する者であることの証明(地方機関等決裁規則別表第二労働事務所長の項第二号の規定により労働事務所に委任された事務を除く。)

恩給法等の一部を改正する法律の施行に伴う恩給年額の改定手続等に関する規則をここに公布する。

昭和五十二年七月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第五十四号

恩給法等の一部を改正する法律の施行に伴う恩給年額の改定手続等に関する規則

(趣旨)

第一条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第二十六号)

以下「法律第二十六号」という。)の施行に伴い、年額を改定すべき恩給で知事が裁定するものの改定及び請求手続については、この規則の定めるところによる。

(改定通知書又は証書の発行)

第二条 法律第二十六号附則第二条から第四条まで、第六条、第十条、第十一條若しくは第十五条(法律第二十六号による改正後の恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)附則第四十一条の三に係る部分を除く。)又は法律第二十六号による改正後の恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百一十一号)附則第八条第一項の規定により年額を改定すべき恩給で、法律第二十六号の施行の日(以下「法施行日」という。)前の日付のある証書を発行されたものについては、受給者の請求を待たずにその年額を改定し、その改定年額を表示した改定通知書を発行する。

第三条 年額を改定すべき恩給で法施行日以後裁定するものについては、改定年額及び改定前の年額を表示した証書を発行する。

第四条 昭和五十二年四月一日以後に新たに給与が始まる恩給で法施行日前の日付のある証書を発行されたものについては、受給者の請求を待たずにその年額を訂正し、法律第二十六号による改正後の年額を表示した証書を発行する。

(雑則)

第五条 法律第二十六号の施行に伴い年額を改定すべき恩給の改定及び請求手続で、この規則に別段の定めのない事項については、恩給給与規則(大正十二年勅令第三百六十九号)及び鳥取県恩給給与細則(昭和三十年五月鳥取県規則第二十二号)の定める例による。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

恩給の年額の昭和五十二年改定に関する条例等の施行に伴う恩給の年額の改定手続等に関する規則をここに公布する。

昭和五十二年七月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第五十五号

恩給の年額の昭和五十二年改定に関する条例等の施行に伴う恩給の年額の改定手続等に関する規則

(趣旨)

第一条 恩給の年額の昭和五十二年改定に関する条例(昭和五十二年七月鳥取県条例第二十一号)、鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例(昭和五十二年七月鳥取県条例第二十二号)及び恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第二十六号)。

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(大正十二年十二月鳥取県令第五十五号)の規定において準用する部分に限る。(以下「昭和五十二年改定条例等」と総称する。)の施行に伴い、年額を改定すべき恩給の改定及び請求手続については、この規則の定めるところによる。(改定通知書又は証書の発行)

第二条 昭和五十二年改定条例等の規定により年額を職権で改定すべき恩

給で、昭和五十二年改定条例等の施行の日(以下「条例施行日」という。)前の日付のある証書を発行されたものについては、受給者の請求を待たずにその年額を改定し、その改定年額を表示した改定通知書を発行する。

第三条 年額を改定すべき恩給で条例施行日以後裁定するものについては、改定年額及び改定前の年額を表示した証書を発行する。

第四条 昭和五十二年四月一日以後に新たに給与が始まる恩給で条例施行日前の日付のある証書を発行されたものについては、受給者の請求を待たずにその年額を訂正し、昭和五十二年改定条例等による改正後の年額を表示した証書を発行する。(雑則)

第五条 昭和五十二年改定条例等の施行に伴い年額を改定すべき恩給の改定及び請求手続で、この規則に別段の定めのない事項については、鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則(昭和三十年四月鳥取県規則第十四号)の定める例による。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県立境港通勤寮管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年七月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第五十六号

鳥取県立境港通動寮管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立境港通動寮管理規則（昭和四十八年三月鳥取県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第五条関係）

区 分	使用料の額
収入月額から必要経費及び四、〇〇〇円を控除した額が九、四五〇円を超える場合	一人月額 九、四五〇円
収入月額から必要経費及び四、〇〇〇円を控除した額が九、四五〇円以下の場合	一人月額 収入月額から必要経費及び四、〇〇〇円を控除した額（その額に一、〇〇〇円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）

備考

- この表において「必要経費」とは、飲食物費、日用品費、勤労に伴う必要経費、社会保険料、所得税、地方税及び交通費をいい、その額は、知事が別に定める。
- 月の中途で入所し、又は退所する者のその月の使用料の額は、日割計算により算出した額とする。

附 則

この規則は、昭和五十二年八月一日から施行する。

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年七月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第五十七号

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。
別表の第二種県管住宅の表の浜の上第二の項の次に次のように加える。

湖南

一九、七〇〇円

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月八百円（送料を含む。）】